

ナショナルチームおよびプログレスチーム(障害・馬場・総合)規程

(趣 旨)

第1条 世界に通じる人馬の育成・強化を図り、オリンピック競技大会、世界馬術選手権大会にチームとして出場し、さらにはメダル獲得を目標としてチームワークによる競技力向上を実現し、効率的かつ長期的視野で施策を講じるため競技部門ごとにナショナルチームを編成する。また、将来有望なジュニア世代ならびに今後躍進が期待される選手をプログレスチームとして別に編成する。

(認 定)

第2条 各競技本部は、選考基準に該当した人馬あるいは選手に対して、当該選手にナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーの要件を満たしたことを通知し、加入の申請ならびに承諾書の提出をもってメンバーとして認定する。ただし、基準を満たした選手であっても、行動指針に反する行為があると競技本部が判断した場合は、認定しないこと、あるいは認定を取り消すことがある。

なお未成年者の場合は、保護者の同意を必要とする。

(ナショナルチーム)

第3条 ナショナルチームメンバーは、直近に開催されるオリンピック競技大会あるいは世界馬術選手権大会のFEI出場最低基準(MES)を満たしている人馬とする。

(プログレスチーム)

第4条 プログレスチームメンバーの選考基準は、競技部門ごとに以下のとおりとし、基準を満たした者をメンバーとする。また、プログレスチームジュニアメンバーは22歳以下とし、連盟の個人登録会員とする。

【障害馬術】

プログレスチーム

- ・ 海外で開催されるCSI(O)4*以上のグランプリ競技およびネーションズカップを完走した選手
- ・ 海外で開催されるCSI(O)3*のグランプリ競技およびネーションズカップにおいて、1回走行で実施される競技で減点8以内、あるいは2回走行で実施される競技で合計減点16以内で走行した選手
- ・ 全日本障害馬術選手権(大障害決勝)において、第10位までの選手
- ・ CSI-W日本リーグの年間ランキング第1位の選手
- ・ 全日本障害馬術大会における中障害飛越競技A(決勝)で、第5位までの選手
- ・ 全日本障害馬術大会における中障害飛越競技B(決勝)で、第3位までの選手

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ジュニア障害馬術大会におけるヤングライダー選手権ならびにジュニアライダー選手権の各決勝の第6位までの選手

【馬場馬術】

プログレスチーム

- ・ 国内外で実施されたCDI、または全日本馬場馬術大会において以下の成績を獲得した選手
 - ・ FEIグランプリ馬場馬術課目における最終得点率が64%以上
 - ・ FEIインターメディエイト I 馬場馬術課目もしくはFEIセントジョージ賞典馬場馬術課目における最終得点率が66%以上

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ジュニア馬場馬術大会におけるヤングライダー選手権ならびにジュニアライダー選手権の第6位までの選手

【総合馬術】

プログレスチーム

- ・ フォースター以上の競技を完走した選手
- ・ ツースター以上の競技をFEIのMER基準を満たす成績で完走した選手

プログレスチームジュニア

- ・ 全日本ヤング総合馬術大会におけるヤングライダー選手権の第6位までの選手
- ・ 全日本ジュニア総合馬術大会におけるジュニアライダー選手権の第6位までの選手
- ・ 全日本学生賞典総合馬術競技大会における個人6位までの選手

（認定期間）

第5条 認定の期限は、認定された当該年度末（3月末）までとし、当該競技本部は、毎年度末に認定以降の活動実績をもとに審査し、認定を1年間更新することができる。

（認定の取り消し）

第6条 ナショナルチームにおいて、選手強化活動を中止した場合あるいは人馬のコンビを継続できなくなった場合は、認定を取り消す。また、認定後半年間、活動実績がない場合、あるいは成績が選考基準と比べて著しく劣ると当該競技監督が判断した場合は、年度内においても理事会の承認を得て認定を取り消すことがある。

（国際馬術大会への派遣）

第7条 連盟が派遣する国際競技会については、監督が、ナショナルチームメンバーあるいはプログレスチームから選考する。なお、戦略上メンバー以外の人馬を指名して出場させることができる。

（行動指針）

第8条 ナショナルチームのメンバーとして認定された者は、日本を代表する選手の一員としての自覚を持ち、競技力向上のため最善の努力を払うことを常とし、以下の事項を遵守しなければならない。

- ・ チームワークを重んじ、常に馬術の技術向上に努めること。
- ・ 国内外で開催する強化合宿等に関して、原則として参加すること。
- ・ ナショナルチームのメンバーは、当該種目の全日本馬術大会（障害・馬場）への出場権が与えられる。
- ・ 当連盟会員倫理規程を遵守し、他の選手の模範となること。
- ・ 日本を代表する選手であることを自覚し、行動、発言には十分に注意すること。
- ・ 選手、対象馬を問わず、重大な事故があった場合は、監督あて文書にて報告すること。
- ・ 競技者ならびに馬のドーピング防止および薬物規制に関する諸規程をよく理解し、これ

に抵触することがないように十分に注意すること。

- 2 連盟あるいはナショナルチームの名譽を毀損する行為、連盟あるいは強化スタッフの指示に従わない行為、ナショナルチームのメンバーとして相応しくない行為あるいはチームワークを乱す行為を行った者は、認定を取り消す場合がある。また理由の如何を問わず、選手強化活動を中止する場合あるいは人馬のコンビを継続できなくなった場合は、監督あて文書にて報告すること。

(ナショナルチームスタッフ)

- 第9条 ナショナルチームの監督は、原則として本部長が務めるものとする。なお、本部長が指名する者をオリンピック対策会議・理事会の承認を得て監督とすることができる。
- 2 本部長は、オリンピック競技大会、世界馬術選手権大会ならびにアジア競技大会に関わらない特定の事業について、JOC強化スタッフから監督を任命することができる。
 - 3 監督は、業務遂行のため当該事業にJOC強化スタッフを帯同させることができる。

(JOCオリンピック強化指定選手)

- 第10条 JOCオリンピック強化指定選手は、当該競技本部長がナショナルチームおよびプログレスチームのメンバーより選考し、JOCに推薦する。

(活動支援)

- 第11条 ナショナルチームあるいはプログレスチームのメンバーに対し、競技会、強化合宿等の参加支援を行うことがある。またJRA、JOC等の関連事業については、ナショナルチームまたはプログレスチームメンバーの中より対象者を推薦する。

(オフィシャルウェア)

- 第12条 日本馬術連盟から提供するオフィシャルウェアを指定された行事にて着用しなければならない。

(規程の改廃)

- 第13条 この規程の改廃については、各本部より提案し、障害、総合、馬場の各本部長による審議を経て理事会で決定する。

- 附 則 この規程は、平成21年12月17日に制定し、平成21年12月17日より適用する。
- 2 この規程適用後、最初の選考は、平成21年4月1日以降の競技実績をもとに選考する。
 - 3 平成16年6月15日制定のナショナルチーム編成基準は、平成22年3月31日をもって廃止する。強化指定選手は新たに認定せず、現在の認定者は、所定の期限をもって終了する。
 - 4 この規程は、平成23年3月9日より施行する。
第2条、第3条、第4条、第5条、第8条、第11条
 - 5 この規程は、平成23年4月13日より施行する。
第3条
 - 6 この規程は、平成24年4月1日より施行する。
第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第11条
 - 7 この規程は、平成25年3月6日より施行する。
第3条、第4条、第7条
 - 8 この規程は、平成25年4月1日より施行する。
第10条
 - 9 この規程は、平成26年4月1日より施行する。

第4条

10 この規程は、平成27年4月1日より施行する。

第4条

11 この規程は、平成28年4月1日より施行する。

第3条、第4条

12 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

第4条

13 この規程は、平成30年4月1日より施行する。

第4条、第7条、第9条

14 この規程は、平成31年3月7日より施行する。

第1条、第3条、第4条、第7条、第13条

15 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

第4条

16 この規程は、令和4年4月1日より施行する。

第4条

17 この規程は、令和6年4月1日より施行する。

第4条